

議案第119号

訴訟上の和解について

次のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月10日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 係属裁判所及び事件名

大津地方裁判所平成24年（ワ）第514号損害賠償請求事件

2 当事者

原告

大津市御陵町3番1号

被告 大 津 市

3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として、既払の金50万円を控除した残額である金760万9242円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、平成25年7月31日限り、原告指定の銀行口座に振り込む方法により支払う（振込手数料は、被告の負担とする。）。
- (3) 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(参考)

事件の概要

平成18年4月6日、大津市立打出中学校において、同校の水泳部員であった原告がプールの排水バルブの操作をしていた際に両手指を負傷した事故に関し、原告が、教員の過失により損害を被ったとして、本市に対し、金1751万7430円の損害賠償金を支払うよう求めて訴えを提起したもの